



# 錦江町農業委員会だより

## 新年のいあつわり

皆様におかれましては、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお察し申し上げます。

また、農業委員会の活動に對しましては、かねてよりご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、農業委員会は昨年7月に改選があり、新しく6名の委員を迎えて新体制で活動を進めてまいりました。

本年は農業委員会制度の見直しが予定されており、農業委員会のあり方が大きく変わる年になるかと思いますが、今後とも農業者の公的代表として、関係機関と連携しながら、農地の集積や遊休農地の解消などに取り組んでまいりますので、農地に関するご相談などがありましたら、遠慮なく最寄りの農業委員又は農業委員会事務局へご相談ください。

錦江町農業委員会

会長 宿利原 勝吉

## 農地を住宅や駐車場など、農地以外の用途に変更する場合の手続き

- 農地法第4条……農地所有者が自ら転用する場合
- 農地法第5条……農地所有者が第三者に売買や貸借して転用する場合

### ■ 許可要件

- ・ 農業振興地域の「農用地区域内」でないこと
- ・ 立地基準・転用の確実性が認められること
- ・ 周辺の農地への被害防止措置が適切に行われていること
- ・ 一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

### ■ 手続きのながれ

- ・ 申請書、必要書類を提出（毎月月末まで）
- ・ 書類審査、現地調査の実施
- ・ 総会で審議し、県農業会議へ諮問（2haを超える場合は、県へ進達）
- ・ 県農業会議で審議、許可（不許可）の答申
- ・ 申請者へ許可（不許可）指令書を送付

※許可なく転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。罰則の適用もあります

※転用できない農地がありますので、詳しくは農業委員会へご相談ください。